

安全運転管理協会からのお知らせ



安全運転管理者選任・届出義務について

安全運転管理者選任義務(道路交通法第74条の3)

自動車の使用者は、安全運転に必要な業務を行わせるため、既定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに安全運転管理者を選任しなければならない。

罰則(安全運転管理者を選任しなかった場合)

5万円以下の罰金 法人等両罰5万円以下の罰金

《安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数》

- ・乗車定員11人以上の自動車の場合・・・1台
- ・その他の自動車の場合・・・5台以上
- ・台数を計算する場合、大型自動二輪車又は普通自動二輪車は、それぞれ0.5台として計算するものとする。

身につけよう 命を照らす 反射材

田子の浦埠頭(株) 稲葉 美和(令和5年度 標語コンクール最優秀作品)

☆☆令和5年度各種行事日程☆☆

① 交通安全運動に伴う研修会

(場所)ロゼシアター 小ホール (時間)14:30~16:00

研修会	研修日
春の全国交通安全運動研修会	4月24日(月)
夏の交通安全県民運動研修会	6月27日(火)
秋の全国交通安全運動研修会	9月6日(水)
年末の交通安全県民運動研修会	12月6日(水)

③ 「通常総会」開催

(場所)ロゼシアター 小ホール (時間)14:30~

開催日

5月23日(火)

④ 事業主セミナー及び表彰式

(場所)ロゼシアター 小ホール (時間)13:30~

開催日

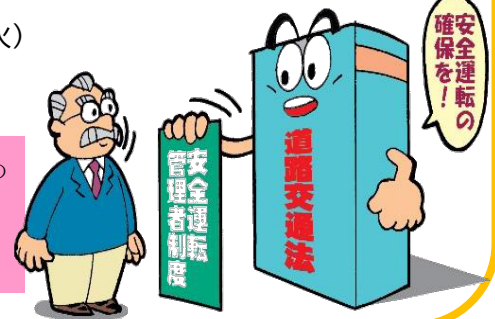
10月18日(水)

② 安全運転管理者等の法定講習日

ふじさんめっせ 7月26日(水)、8月29日(火)、11月20日(火)
12月4日(月)、1月23日(火)

※各日とも9:15~16:30

※ 安全運転管理者・副安全運転管理者の皆様は、道路交通法による年1回の法定講習が義務付けられています。公安委員会から安全運転管理者等の法定講習の通知を受けたときは必ず法定講習を受講してください。



富士地区安全運転管理協会

アドレス fuji-ankan@cy.tnc.ne.jp

地区協会では交通安全教育用DVDを会員事業所貸出中